Ⅱ-061 固定用内副子(プレート)(厚生労働省発出事項)

赤字:保医発1228第1号/令和5年12月28日にて改正

(ア) 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。) に使用されるプレー

(ウ) 長さ100mm以上(形状が、ブロード、ナロー、半円、3分の1円

(イ) 材質がステンレス又はコバルトクロム合金であること。

の形状のものを含む。) であること。

トであること。

次のいずれにも該当すること。

L)

- 1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「手術用メッシュ」、「体内固定用コンプレッションヒッププレート」、「体内固定用プレート」、「患者適合型体内固定 用プレート」、「体内固定システム」、「人工顎関節」、「頭蓋骨固定用クランプ」、「頭部プロテーゼ固定用材料」、「体内固定用ネジ」又は「体内固定器具セット」であること。
- 2 骨片骨又は軟部組織等を固定することを目的に、単独又は固定用内副子(スクリュー)と併用して使用するプレートであること。
- 3 大腿骨外側固定用内副子及び脊椎固定用材料に該当しないこと。

の機能区の

定

蓋

構造、使用部位及び材質により、ストレートプレート(4区分)、有角プレート(2区分)、骨端用プレート(4区分)、変形矯正用患者適合型プレート及びその他のプレート(8区分)の合計20区分に区分する。

方分 機能区分番号 特定器材コード 機能区分名 償還価格 機能区分の定義 $\Pi = 061 = (1)$ ストレートプレート(生体用合金I・ 19600 固定用内副子・FC-1-S 728970000 次のいずれかに該当すること。 (ア) 次のいずれにも該当すること。 (i) 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。) に使用されるプ レートであること。 (ii) 材質がチタン又はチタン合金であること。 (iii) 長さ100mm未満 (形状が、ブロード、ナロー、半円、3分の1 円の形状のものを含む。) であること。 (イ) 次のいずれにも該当すること。 (i) 胸骨の固定に使用されるプレートのうち、使用可能なスクリューが 4本以下であること。 (ii) 材質がチタン又はチタン合金であること。 II-061-(2) ストレートプレート(生体用合金I・ 27400 固定用内副子・FC-1-L 728980000 次のいずれかに該当すること。 (ア)次のいずれにも該当すること。 (i) 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。) に使用されるプ レートであること。 (ii) 材質がチタン又はチタン合金であること。 (iii) 長さ100mm以上(形状が、ブロード、ナロー、半円、3分の1 円の形状のものを含む。) であること。 (イ) 次のいずれにも該当すること。 (i) 胸骨の固定に使用されるプレートのうち、使用可能なスクリューが 5本以上であること。 (ii) 材質がチタン又はチタン合金であること。 $\Pi = 061 - (3)$ ストレートプレート(牛体用合金Ⅱ・ 固定用内副子・FC-2-S 728990000 次のいずれにも該当すること。 (ア) 長管骨骨幹部の骨折の固定(骨延長用を含む。) に使用されるプレー トであること。 (イ) 材質がステンレス又はコバルトクロム合金であること。 (ウ) 長さ100mm未満 (形状が、ブロード、ナロー、半円、3分の1円 の形状のものを含む。) であること。 II-061-(4) ストレートプレート(生体用合金Ⅱ・ 固定用内副子・FC-2-L 729000000 次のいずれにも該当すること。

Ⅱ-061 固定用内副子(プレート)(厚生労働省発出事項)

赤字:保医発1228第1号/令和5年12月28日にて改正

II-061-(5)	有角プレート(生体用合金 I)	36100	固定用内副子・FD-1	729010000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 長管骨骨端部の骨折の固定 (矯正骨切り術用を含む。) に使用される ブレートであること。 (イ) 材質がチタン又はチタン合金であること。
					(ウ) 一端が骨内に挿入又は貫通可能なブレード(刃)状の形状を有する角度のあるプレートであること。 (エ) [「骨端用プレート(生体用合金Ⅰ)」の全て〕、〔骨端用プレート(生体用合金Ⅱ)〕に該当しないこと。
II -061- (6)	有角プレート(生体用合金Ⅱ)	29400	固定用内副子・FD-2	729020000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 長管骨骨端部の骨折の固定(矯正骨切り術用を含む。) に使用される プレートであること。 (イ) 材質がステンレス又はコバルトクロム合金であること。 (ウ) 一端が骨内に挿入又は貫通可能なブレード(刃) 状の形状を有する角 度のあるプレートであること。 (エ) [「骨端用プレート(生体用合金I)」の全て]、「骨端用プレート (生体用合金II)] に該当しないこと。
II -061- (7) -①	骨端用プレート(生体用合金 I) /標準型	68700	固定用内副子・FE- 1	729030000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 長管骨骨端部、距骨 又は若しくは 踵骨等の骨折の固定(矯正骨切り術用を含む。) 又は肩鎖関節脱臼の固定 に使用されるプレートであること。 (イ) 材質がチタン又はチタン合金であること。 (ウ) 一端が使用部位の骨の形態に合致した形状であって、骨に密着可能なようにベンディングができるものであること、もしくは全体が使用部位の骨の形態に合致した形状であって、ベンディングが不要なものであること。 (エ) [内外反変形矯正用(小児)]、[患者適合型]に該当しないこと。
II-061-(7)-②	骨端用プレート(生体用合金 I) /内外 反変形矯正用(小児)	86000	固定用内副子・FE-1-2	710010771	次のいずれにも該当すること。 (ア) 材質がチタン合金であること。 (イ) 小児の成長軟骨板の偏った成長によって生じる内外反変形の矯正にの み使用するプレートであること。 (ウ) 〔患者適合型〕に該当しないこと。
II -061- (7) -③	骨端用プレート(生体用合金 I) / 患者 適合型	81900	固定用内副子・FE-1-3	710010830	次のいずれにも該当すること。 (ア) 長管骨骨端部、距骨又は踵骨等の骨折の固定 (矯正骨切り術用を含む。) に使用されるプレートであること。 (イ) 材質がチタン合金であること。 (ウ) 一端が使用部位の骨の形態に合致した形状であって、手術前に得た画像等により患者の骨に適合するよう設計されたものであること。
II -061- (8)	骨端用プレート(生体用合金Ⅱ)	30000	固定用内副子・FE-2	729040000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 長管骨骨端部、距骨又は踵骨等の骨折の固定 (矯正骨切り術用を含む。) に使用されるプレートであること。 (イ) 材質がステンレス又はコバルトクロム合金であること。 (ウ) 一端が使用部位の骨の形態に合致した形状であって、骨に密着可能なようにベンディングができるものであること。
П-061-(9)	変形矯正用患者適合型プレート	265000	固定用内副子・FE-3	710011125	 次のいずれにも該当すること。 (ア) 橈骨遠位端、上腕骨遠位端又は橈尺骨骨幹部の矯正骨切り術に使用されるプレートであること。 (イ) 材質がチタン合金であること。 (ウ) 一端が使用部位の骨の形態に合致した形状であって、手術前に得た画像等により患者の骨に適合するよう設計されたものであること。 (エ) 患者適合型の変形矯正ガイドと一体として薬事承認を得ていること。 (オ) 患者適合型の変形矯正ガイドと併せて使用した場合の有用性が臨床成績において評価されていること。

(10) えの供の子!!!					赤字:保医発1228第1号/令和5年12月28日にて改正
(10) その他のプレート 次のいずれにも	 				
i 骨又は軟	竣ヨすること。 部組織等の接合又は固定することを目的に、単 副子(プレート)のストレートプレート、有角			るプレートである	ること。
機構を表による。	造により、標準(7区分)及び特殊(2区分)	の合計 9 区分に	区分する。		
II −061− (10) −①−7− i	標準/指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨 用/ストレート型・異形型	11700	固定用内副子・F2-a-1	734240000	次のいずれにも該当すること。 (a) 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨の固定に使用されるプレートであること。 (b) [メッシュ型] に該当しないこと。
П-061-(10)-①-ブ- іі	標準/指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨 用/メッシュ型	58200	固定用内副子・F 2 - a - 2	734280000	次のいずれにも該当すること。 (a) 指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨の固定に使用されるプレートであること(眼窩床用を含む。)。 (b) メッシュ(網目) 状の構造を有するものであること。
П-061-(10)-①-イ	標準/下顎骨・骨盤再建用	62300	固定用内副子・F 2-b-1	734320000	次のいずれにも該当すること。 (a) 下顎骨や骨盤等の再建に使用されるプレートであること。 (b) [ストレート型・異形型]、[メッシュ型]に該当しないこと。
II −061− (10) −①−†	標準/下顎骨用	773000	固定用内副子・F2-b-2	710011162	次のいずれにも該当すること。 (a)下顎骨の外傷又は再建後の骨固定に用いるプレートであること。 (b)材質がチタンであること。 (c)個々の患者に適合するよう設計され、切削加工(削り出し)により製造されるものであること。
П-061-(10)-①-エ	標準/人工顎関節用	115000	固定用内副子・F2-c	734330000	顎関節として機能する人工骨頭を有する材料であること。
II −061− (10) −①−ᡮ− i	標準/頭蓋骨閉鎖用/バーホール型	13200	固定用内副子・F 2 - d - 1	734340000	次のいずれにも該当すること。 (a) 固定用内副子 (スクリュー) と併用して、頭蓋骨閉鎖及び骨固定に使用するものであること。 (b) バーホールを覆うことができる多角形又は円形の形状であること。
П−061− (10) −①−オ− іі	標準/頭蓋骨閉鎖用/クランプ型	18700	固定用内副子・F 2 - d - 2	734350000	次のいずれにも該当すること。 (a) 固定用内副子 (スクリュー) を併用せず、プレートに付属する骨固定 把持機能等により、頭蓋骨閉鎖及び骨固定に使用するものであること。 (b) [バーホール型] に該当しないこと。
П-061-(10)-②-7	特殊/骨延長用	116000	固定用内副子・F2- e	734360000	頭蓋・顔面・上下顎骨の短縮又は伸長を目的として固定用内副子 (スクリュー)、固定用金属ピン又は固定用内副子 (プレート) と併用して使用するものであること。

Ⅱ-061 固定用内副子(プレート)(厚生労働省発出事項)

赤字:保医発1228第1号/令和5年12月28日にて改正

II −061− (10) −②−√	特殊/スクリュー非使用型	176000	固定用内副子・F2- f	734370000	次のいずれにも該当すること。
					(a) 骨に固定するスクリューを併用せずに、プレート自体の把持構造、縫
					合糸若しくは金属線又は骨セメントと併用し、骨又は軟部組織等の固
					定に使用するプレートであること(胸骨挙上用プレートを含む。)。
					(b) 〔クランプ型〕に該当しないこと。

【Ⅱ-061 固定用内副子(プレート)】

- (1) ストレートプレート(生体用合金 I・S)及びストレートプレート(生体用合金 I・L)を胸骨に用いる場合は、以下のいずれかに該当する者に対して使用した場合に限り算定できる。その際、診療報酬明細書の摘要欄に該当する項目を記載すること。
- (ア) 高度肥満 (BMI30以上) の患者
- (イ) インスリン依存型糖尿病の患者

留

意事

項

- (ウ) 重症ハイリスク症例と考えられる患者(高度慢性閉塞性肺疾患患者、ステロイド使用患者、両側内胸動脈を使用したバイパス手術を実施した患者、起立時・歩行時に上肢に体重をかける必要のある脳神経 疾患患者等)
- (2) 骨端用プレート(生体用合金 I)・患者適合型又は変形矯正用患者適合型プレートは、医師が当該プレート以外のプレートでは十分な治療効果が得られないと判断した場合又は当該プレート以外のプレートを使用した場合に比べ大きな治療効果が得られると判断した場合に限り算定する。

4/4